

高齢者外出支援事業の運用方法変更について

本市では、高齢者の外出を支援し健康増進を図るため、80歳以上の高齢者を対象に、タクシー券による基本料金の利用助成を行ってきましたが、令和2年度からは市営バス（以下、「あさびー号」という。）とタクシーの選択制とする見直しを行いました。

令和4年度の事業実施に併せ、事業見直しのための利用者アンケートを実施したところ、自由意見であさびー号とタクシー両方を使えるようにしてもらいたいとの要望が複数あったことから、令和5年度より新たにあさびー号とタクシーの両方が選択できるように見直しを行いました。

▼対象者

本市の住民基本台帳に記録され現在市内に住んでいるかたで、その年の4月1日現在で80歳以上のかた。

その年の10月1日までに80歳となるかたには利用券を半分交付する。

▼交付枚数

改正前	改正後
① あさびー号利用券 普通運賃相当額の利用券60枚	① あさびー号利用券 普通運賃相当額の利用券60枚
② タクシー利用券 基本料金相当額（500円以内） の利用券24枚	② タクシー利用券 基本料金相当額（500円以内） の利用券24枚
	③ あさびー号利用券＋タクシー利用券 あさびー号普通運賃相当額の利用券 30枚とタクシー利用券基本料金相当 額（500円以内）の利用券12枚

※②を選択したかたで、介護保険の要介護認定において要支援・要介護の認定を受けており、かつ、住民税非課税世帯に属するかたには追加で12枚を交付

▼助成方法

- ① あさびー号利用券
利用券を1乗車につき1枚使用する。
利用者負担なし。
- ② タクシー利用券
利用券を1乗車につき1枚使用する。
利用料金から基本料金（500円以内）を助成し、差額を利用者が負担する。